

## 妊婦超音波検査の助成回数増について

### 1 事業概要

妊婦超音波検査については、厚生労働省告示の望ましい基準は「4回」となっているが、都内の公費負担対象は基本的に「1回」となっている。

東京都による補助制度の新設に伴い、令和5年4月1日以降に妊娠届を提出した方に対し、委託医療機関や都外医療機関で受診した妊婦超音波検査の費用助成を従来の「1回」から「最大4回」に拡充する。

### 2 実施方法等

- ・妊娠届提出時に、4回分の妊婦超音波検査受診票を直接配付
- ・受診票を使用した場合、原則として自己負担は生じない。  
(受診票が対象にならない都外受診者については償還払いを実施)

### 3 助成額

上限5,300円(検査1回あたり)

※2回目から4回目までの超音波検査について、最大3回分を助成

#### 【参考】妊婦超音波検査の受診時期

時期	回数
妊娠初期から妊娠23週までの間	2回
妊娠24週から妊娠35週までの間	1回
妊娠36週から出産までの間	1回

### 4 適用年月日

令和5年4月1日(令和5年4月1日以降に妊娠届を提出した方が対象)